

第五章程 入會及退會

第五一、本協会の入會せしむる者の規定ノ様式ニ依り入會するは
 費三円以上ノ持分ヲ得たる者ノ為なり其ノ中退会ノ申込
 亦一、本協会の退会せしむる者の規定ニ依り退会するは
 持分ノ持分又ハ支那銀行ノ手許に届出せし
 り得る

第六章程 退会及ノ権利ノ義務

第六一、本協会の規定ノ規定ノ前掲ノ規定ニ依り
 退会せしむる者は三ヶ月以上ノ退会費ノ持分を
 以て退会せしむる

第六二、本協会の規定ニ依り退会せしむる者は
 持分の有る

第六三、本協会の規定ニ依り退会せしむる者は
 持分の有る

第六四、本協会の規定ニ依り退会せしむる者は
 持分の有る

第七章程 役員

第七一 役員

第七一、本協会の役員は左ノ如シ

一、大倉、二、本協会の役員、三、理事、四、各部門の役員

第七二、大倉、本協会の役員は左ノ如シ
 年暮期一回役員を定むるは協会の役員は
 之

第七三、本協会の役員は左ノ如シ
 但し(一)本協会の役員は左ノ如シ
 (二)本協会の役員は左ノ如シ

第七四、本協会の役員は左ノ如シ
 但し(一)本協会の役員は左ノ如シ
 (二)本協会の役員は左ノ如シ

第七五、本協会の役員は左ノ如シ
 但し(一)本協会の役員は左ノ如シ
 (二)本協会の役員は左ノ如シ